



政策統括官 (防災担当)

我が国は、その厳しい自然条件から、各地で多くの自然災害が発生しています。自然災害から国民の生命、身体、財産を守るため、関係省庁と緊密に連携を図りつつ、災害の予防、応急、復旧・復興対策に努め、災害に強い国づくりを推進します。

参事官（総括担当）

参事官（災害緊急事態対処担当）

参事官（地方・訓練担当）

参事官（調査・企画担当）

参事官（防災計画担当）

参事官（普及啓発・連携担当）

参事官（防災デジタル・物資支援担当）

参事官（避難生活担当）

参事官（被災者生活再建担当）

参事官（復旧・復興担当）

防災に取り組む体制

国民の生命・財産を守る防災の推進には、国、地方公共団体、企業・団体など、多様な関係者が連携して取り組むことが重要です。

そのため、内閣総理大臣をはじめとする全大臣や公共機関の代表者等で構成し、災害対策基本法に基づき設置されている「中央防災会議」において、次のような方針や計画などの策定等を行っています。

- ・防災基本計画の作成及びその実施の推進
- ・内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議（防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等）等
- ・防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申

災害対策の総合的な推進

～災害対応、被災者支援、啓発、調査検討、訓練など

● 災害発生時の対応

災害発生時には、関係機関が緊密に連携して被害情報を迅速に把握するとともに、人命第一の災害応急対策やインフラ・ライフラインの復旧に取り組みます。

- ・政府の災害対策本部の設置及び会議の開催
- ・内閣府調査チーム等による現地情報の収集及び被災地方公共団体が行う災害対応に関する支援



令和6年能登半島地震非常災害対策本部会議の様子
(令和6年1月2日)



現場視察の様子（岩手県）

● 被災者支援

- 災害で被災された方々を支援する制度を担っています。
- 災害救助法に基づく避難所の供与、仮設住宅の提供、食品や飲料水、生活必需品の提供等
- 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給 など



令和6年能登半島地震における応急仮設住宅
(写真提供：石川県)

● 教育・啓発活動

- 国民一人一人の防災意識を高め、日頃から具体的な行動を実践いただく国民運動を積極的に展開
- 災害ボランティア活動の環境整備
- 地区防災計画の策定促進、企業の事業継続計画の策定促進 など



第10回防災推進国民会議の様子

● 国際防災協力の推進

- 防災先進国として国際防災協力を推進しています。
- 第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」の各国における着実な実施に貢献
- G20 防災作業部会等の国際防災協力プロセスに参画
- 「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会」を設立し日本の防災技術や知見の国際的な活用を推進 など



2024年G20防災閣僚級会合での日本代表团

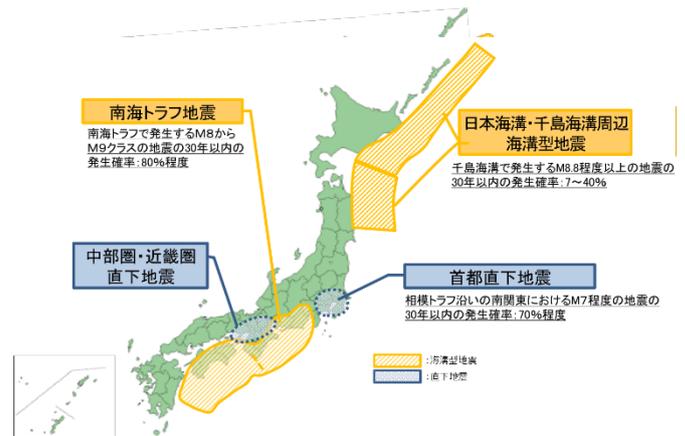
● 人材育成・防災訓練

- 国や地方公共団体等の職員を対象とした防災スペシャリスト養成研修
- 大規模地震を想定した政府の災害対応訓練
- 地域住民を対象とした地震・津波防災訓練 など

● 地震・津波・火山・大規模水害等の防災・減災対策の推進

大規模災害に備えるため、様々な調査、政策検討、計画作成などに取り組んでいます。

- 南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震対策の推進
- 津波避難施設の整備促進など、津波避難対策の推進
- 避難計画や避難確保計画の作成促進など、火山防災対策の推進
- 近年の豪雨災害を踏まえた避難対策の強化 など



想定される大規模地震

最近のトピック～

- 防災庁設置に向けた検討
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律案について

● 防災庁設置に向けた検討

令和6年10月、令和8年度中に防災庁の設置を目指すことが示され、令和6年10月に発足した内閣官房防災庁設置準備室において防災庁設置に向けた検討が進められています。内閣府防災担当においても、防災庁の設置を見据え、令和7年度からその体制を予算と人員の両面から強化しました。

● 災害対策基本法等の一部を改正する法律案について

令和6年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、国による地方公共団体の応援体制の強化、被災者援護協力団体の登録制度の創設、広域一時滞在等における被災住民への情報提供の充実、地方公共団体における物資の備蓄状況の公表の義務化、救助の種類への福祉サービスの提供の追加、災害時における日本下水道事業団の業務の特例の創設、内閣府の防災監の新設等の措置を講ずるため、第217回国会に災害対策基本法等の一部を改正する法律案を提出しました。



政策統括官 (原子力防災担当)

原子力防災担当では、万が一の原子力災害に備え、関係省庁及び関係自治体と一体となり、各地域の原子力防災体制の充実・強化に取り組んでいます。

参事官（総括担当）

参事官（地域防災担当）

参事官（地域充実化担当）

参事官（訓練・人材育成担当）

地域防災計画・避難計画に係る 具体化・充実化の支援

平成 25 年 9 月 3 日の原子力防災会議で、政府が各自治体の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する方針が決定されました。これに基づき、国の関係省庁と関係自治体が一体となって地域の原子力防災体制の充実・強化に取り組むことを目的として、原子力発電所がある 13 地域ごとに地域原子力防災協議会を設置し、避難計画を含む地域の緊急時対応の取りまとめ・改定を行っています。

原子力総合防災訓練の実施

原子力災害発生時の対応体制を検証すること等を目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定し、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で、原子力総合防災訓練を実施しています。令和 6 年度は、2 月 14～16 日に、九州電力株式会社川内原子力発電所を対象に実施しました。

- 令和 6 年度原子力総合防災訓練の様子



石破内閣総理大臣と関係閣僚の参加による
原子力災害対策本部会議(首相官邸)での訓練



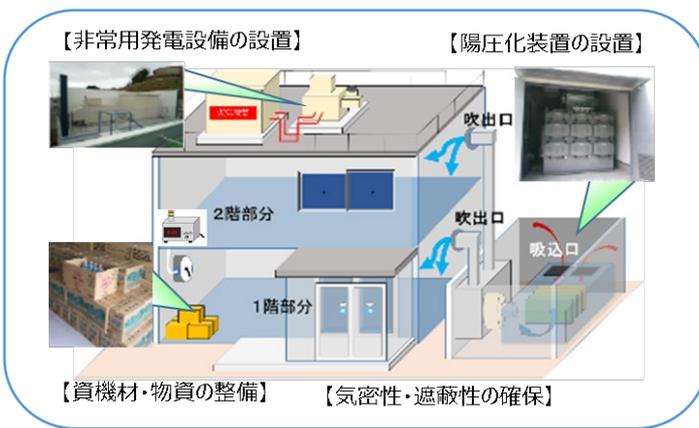
現地参集要員による活動状況(鹿児島県原子力防災センター)

関係道府県の原子力防災対策への財政的支援

内閣府では、原子力発電所等の立地・隣接道府県が行う放射線測定器などの防災資機材の整備、オフサイトセンターの整備、屋内退避施設等への放射線防護対策等の原子力防災対策への財政的支援を行っています。



原子力防災対策に必要な資機材等の例



屋内退避施設等への放射線防護対策

関係自治体の原子力防災対策への技術的支援

内閣府では、放射線防護対策に係る調査研究や、原子力災害時に行われる避難退域時検査及び簡易除染や甲状腺被ばく線量モニタリングの運用方法の検討をはじめとする様々な調査、検討等を通じて、関係自治体に対して原子力防災対策に関する技術的支援を行っています。



屋内退避に関するリーフレットの作成



避難退域時検査等の運用に関する手引きの作成



原子力防災会議

原子力基本法に基づき内閣総理大臣を議長、内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、原子力規制委員会委員長を副議長とする原子力防災会議が内閣に設置されています。会議の役割は次のとおりです。

- 原子力防災会議の役割
 - ・原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等、政府の総合的な取組を確保するための施策の実施の推進
 - ・原子力事故が発生した場合において長期にわたる総合的な取組が必要となる施策の実施の推進

原子力災害対策本部

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故について、原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策等を推進するため、原子力災害対策特別措置法に基づき設置されました。

原子力防災に関する国際協力

国際原子力機関（IAEA）や経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）等の国際機関やアメリカ、フランス等の諸外国と連携・協力し、我が国の原子力防災の一層の向上及び国際的な情報発信に努めています。